

「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」
の運営について（案）

令和 3 年 12 月 23 日

GIGA スクール構想の下での校務の
情報化の在り方に関する専門家会議

（趣旨）

第 1 条 「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」（以下「本会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（会議）

第 2 条 座長は、本会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により本会議に出席できないときは、本会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議の公開）

第 3 条 本会議は原則として公開とする。ただし、本会議に属する委員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要があり、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第 4 条 本会議の会議資料は、原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含む等、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第 5 条 本会議の議事概要は、原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、本会議の議事の手続きその他本会議の運営に関し必要な事項は、事務局が本会議に諮って定める。